

【浦添市 はり、きゅう、あん摩マッサージ指圧指定施術所】

名 称	住 所	電話番号
せんりょう針灸治療院	仲西3-10-1	☎ 875-1923
仲田針灸治療院	伊祖1-11-7	☎ 879-2144
牧港治療院	牧港1-54-10	☎ 877-1590
シオン治療院	当山1-4-1	☎ 878-4692
好光鍼灸施術所	牧港1-57-30-201	☎ 876-8966
まつした治療院	宮城2-24-1	☎ 877-6095
カルディア治療院	前田607-1	☎ 874-5077
こりこり鍼灸整骨院	伊祖2-16-11-202	☎ 875-5364
健康堂 治療院	内間2-5-1	☎ 874-3435
鍼灸サロン ひだまり堂	港川2-9-8 No.57	☎ 877-6056
健心堂はりきゅう整骨院	城間2-29-1-101	☎ 878-7123
げんき鍼灸整骨院	内間5-14-21	☎ 874-7507
さくら鍼灸整骨院	宮城6-23-17	☎ 878-0715
一丸堂整骨院 浦添院	城間2-2-3	☎ 943-4128
東洋あっしん指圧 治療センター	屋富祖2-15-13-403	☎ 090-8115 -3547
沖縄統合医療学院付属 学園通り鍼灸整骨院	伊祖3-4-11	☎ 879-4055
しゅっしゅー はりきゅういん	仲西1-15-13-101	☎ 874-5635

※施術所によって、施術の種類(はり、きゅう、あん摩マッサージ指圧)が異なります。利用できる施術については、各施術所へお問い合わせください。

【図2】
平成26・27年度保険料率
(据え置き)

所得割率	均等割額
8.80%	48,440円

保険料賦課限度額

平成25年度 (改正前)	平成26年度 (改正後)
55万円	57万円

※図2の金額は、2月14日に開催され
お願ひします。
は、約26億円の剰余金見込額を活用し、
据え置きとすることが決定されました。
また、保険料の賦課限度額については、
は、高齢者の医療の確保に関する法律
施行令および沖縄県後期高齢者医療広
域連合後期高齢者医療に関する条例の
改正により、57万円に改められました。
高齢者の皆さまには、ご負担をお願
ひしますが、ご理解とご協力をよろしく
お願ひします。
※図2の金額は、2月14日に開催され

問い合わせ

沖縄県後期高齢者医療広域連合
事業課 ☎ 963-8013

問い合わせ

沖縄県後期高齢者医療広域連合
管理課 ☎ 963-8012

■「長寿健診の検査項目に「腹囲測定」と「心電図検査」が追加されました

後期高齢者医療制度を利用している方は、毎年一回、長寿健診を無料で受けることができます。

平成26年度から長寿健診の検査項目に「腹囲測定」「心電図検査」が追加されました。ただし、心電図検査は医師の診断により検査が必要な場合のみです。長寿健診を受けて、元気に長生きしましょう。

はり、きゅう、あん摩マッサージ利用券を交付します

【内】 4月1日～平成27年3月31日
一回の施術につき800円の助成
(利用券を交付します。1セット6回
分、2セットを限度とする)

【対】 国民健康保険加入者で未し、よう神経
疾患または運動器疾患により医師の診
断を受けたことのある方

※ただし国民健康保険税に滞納のない
世帯に限りです。

施術の制限

施術は、本市の指定する施術所で、
被保険者1人につき1日1回の利用で

【甲】 国民健康保険被保険者証と印鑑を
持って国民健康保険課窓口で申請をし
てください。
※長寿(後期高齢者)医療制度加入者
は該当しません。
※予算の都合上、利用券の交付を年度
途中で終了する場合がありますので、
ご了承ください。
【乙】 承った。い。
問い合わせ
国民健康保険課 庶務係
☎ 876-11234 (内線3711)

国保加入者の70～74歳の方へお知らせです

病院等の窓口で支払う一部負担金の
割合が図1の通りになります

【図1】

現役並み所得者 ※1の有無	対象者	負担割合 《保険証の表示》
同一世帯に1人以上 現役並み所得者がい る世帯	70歳から74歳の国保加入者の方	3割 《一部負担金の割合 3割》
同一世帯に現役並 み所得者がいない 世帯	昭和19年4月1日以前生まれの 70歳から74歳の国保加入者の方	1割 《一部負担金の割合 2割(75 歳到達まで特例措置により1割)》
	昭和19年4月2日以降生まれの 70歳から74歳の国保加入者の方※2	2割 《一部負担金の割合 2割》

※1 現役並み所得者とは70歳から74歳
までの国保加入者で住民税課税所得が
145万円以上の方です。

※2 医療機関での負担割合が2割にな
るのは、70歳の誕生日を迎える月の翌
月(1日生まれの場合は当月)からと
なります。

誕生日の例

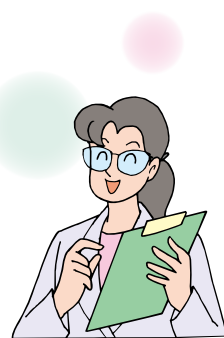
・誕生日が10月2日～31日の方
11月から負担割合が2割となります。
・誕生日が10月1日の方
10月から負担割合が2割となります。

国民健康保険証兼高齢受給者証が交
付されます

70歳～74歳の国民健康保険加入者に
は、通常の保険証に代わり「国民健康
保険証兼高齢受給者証」が交付されま
す。

■交付対象者

70歳の誕生日の属する月の翌月(誕
生日が1日である場合はその月)から
75歳の誕生日の前日までの方。



医療機関で支払う一部負担金の
割合が変更になる場合があります

■所得をもとに一部負担金の割合が判
定されます

医療機関で支払う一部負担金の割合
は毎年8月に前年の所得を基に判定さ
れます。

平成25年8月から平成26年7月まで
の負担割合は、平成24年中の所得をも
とに判定され、平成26年8月から平成
27年7月までの負担割合は平成25年中
の所得をもとに判定します。

■一部負担割合が変わる場合は、保険
証兼高齢受給者証の変更が必要です

前述の通り一部負担金の割合は所得
を基に判定されますが、判定の結果、
負担割合が変更になる方は、保険証兼
高齢受給者証が変更となります。

また、世帯構成の変更などにより、
負担割合が変更になる場合もあります。
新たな保険証兼高齢受給者証は、郵
送されます。新しい保険証兼高齢受給
者証を受け取りましたら、郵送された
封筒に記載のあるとおり、変更前の保
険証を必ずご返還ください。

問い合わせ

国民健康保険課 ☎ 876-11234
(内線3715～3725)

後期高齢者医療制度を利用している方へ

75歳以上の方、65歳以上74歳未満の方で一定の障がいがある方へ

■平成26・27年度の保険料率は
据え置きとなります

後期高齢者医療制度では、年々増加
する医療費の動向を踏まえて、2年ご
とに保険料の見直しを行う制度となっ
ており、被保険者である高齢者一人一
人に、保険料のご負担をお願いしてい
ます。

た「平成26年第1回沖縄県後期高齢者
医療広域連合議会定例会」で可決され
ました。

(沖縄県後期高齢者医療広域連合後
期高齢者医療に関する条例の一部改正)

問い合わせ

沖縄県後期高齢者医療広域連合
管理課 ☎ 963-8012